

# 定 款

一般財団法人法華倶楽部四恩育英会

## 第 1 章 総則

(名 称)

第 1 条 この法人は、法華倶楽部創立者小島愛之助の遺志に基づき、昭和 48 年 7 月 16 日に、その遺産 6,000 万円を寄付金として設立したものであり、一般財団法人法華倶楽部四恩育英会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を京都府宇治市に置く。

2. この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人の目的は、つぎの通りとする。

- (1) 経済的事由その他の事由により就学が困難な学生又は生徒を援助し、もって優秀な人材を育て国家社会の向上発展に寄与することを目的とする。
- (2) 学資支弁者等が自然災害、会社倒産または自己破産、事故、災害若しくは犯罪による被害を被ったため、経済的に困窮する学生又は生徒を支援し、物質的、精神的な生活向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 京都府下に在学する学生又は生徒に対する育英奨学資金の無利息貸与
- (2) 京都府下に在学する学生又は生徒に対する育英奨学資金の給付
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2. 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間、従たる事務所には3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
3. 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員に対して、各年度の総額が10万円を越えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2. 評議員の構成は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第10号及び第11号の定めに準ずる。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 評議員の選任及び解任
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 事業の全部の譲渡の承認
- (7) 吸収合併契約又は新設合併契約の承認
- (8) 残余財産の処分（法人法第 239 条第 2 項）
- (9) この一般財団法人の継続（法人法第 204 条）
- (10) 基本財産の処分又は除外の承認
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### （開 催）

第 15 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

#### （招 集）

第 16 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2. 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

#### （議 長）

第 17 条 評議員会の議長は、出席評議員の互選によって選任する。

- 2、前項の定めにかかわらず、出席した評議員全員の同意及び出席した監事全員の同意を得て、代表理事又は業務執行理事が評議員会の議長を務めることができる。但し、この場合、議長は、決議に参加することはできない。

#### （決 議）

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任

- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (3) 定款の変更
  - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (5) 事業の全部の譲渡の承認
  - (6) この一般財団法人の継続
  - (7) 吸収合併契約又は新設合併契約の承認
  - (8) その他の法令で定められた事項
3. 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。(法人法第194条)
  4. 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。(法人法第195条)

#### (議事録)

- 第19条 評議員会の議事については、法令(法人法第193条1項、法人法施行規則第60条)で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 議長並びに出席した評議員及び理事のうちの各1名が、前項の議事録に記名捺印する。
  3. 評議員会の日から、第1項の議事録を主たる事務所に10年間、同議事録の写しを従たる事務所に5年間、備え置かなければならない。  
(法人法第193条第2項、第3項)

## 第6章 役員

#### (役員の設定)

- 第20条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 5名以上9名以内
  - (2) 監事 2名以内
2. 理事のうち1名を代表理事とする。
  3. 代表理事以外の理事のうち、2名以内の業務執行理事を置くことができる。
  4. 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その

他特別の関係がある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様とする。（認定法第5条第10号、認定法施行令第4条）

5. 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様とする。（認定法第5条第11号、認定法施行令第5条）

（役員を選任）

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、この法人の業務を分担執行する。
3. 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4. 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第 25 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員 の 報酬等)

第 26 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第 7 章 理事会

(構 成)

第 27 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務の執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(4) 理事の競業及び利益相反取引の承認

(5) 重要な財産の処分及び譲り受けの承認

(6) 多額の借財

(7) 重要な使用人の選定及び解任

(8) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(招 集)

第 29 条 理事会は、代表理事が招集する。

2. 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 30 条 理事会の議長は、代表理事が務める。

2. 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、出席理事の互選によって議長を選任する。

(決 議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、法人法第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告事項理事会)

第 31 条の 2 この定款第 22 条第 3 項に定める代表理事及び業務執行理事が毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で行う理事会への報告を、同第 31 条第 2 項に定める決議の省略の定めを援用して、上記の理事が報告事項を提出した場合に、その都度、理事全員及び監事全員の同意を得ることにより、理事会に報告があったものとみなし、そのことを議事録に記録する手続を行うことにより、報告事項を報告するための理事会の開催を省略することができる。但し、理事全員及び監事全員の同意を得られなかった場合は、報告事項を報告するための理事会の開催を省略することはできない。

2. 前項に定める、理事会に報告があったものとみなす理事会を、「報告事項理事会」と称し、報告事項理事会に関する規程を別に定める。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事録については、法令（法人法第 95 条第 3 項第 197 条準用、法人法施行規則第 15 条第 62 条準用）で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した代表理事及び監事が、前項の議事録に記名捺印する。

3. 理事会のから 10 年間、第 1 項の議事録を主たる事務所に備え置かなければならない。(法人法第 97 条第 3 項第 197 条準用)

## 第 8 章 参与及び参与会

### (参与の設置)

第 33 条 この法人に、3 名以上 9 名以内の参与を置く。

### (参与の選任)

第 34 条 参与は、京都府内の、奨学金貸与の対象となる学生の在籍する大学又は大学院の学生生活を支援する担当責任者の中から、及び生徒の在籍する高等学校の生徒生活支援担当校の担当責任者の中から、学校側からの推薦により理事会が選任する。

### (参与の職務及び権限)

第 35 条 参与は、参与会を構成し、理事会からの諮問事項に関して、協議に参加し意見を提言する。

### (参与の任期)

第 36 条 参与の任期は、原則として選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、参与が所属する学校の学生生活を支援する担当責任者の任を又は生徒生活支援担当校の担当責任者の任を、人事異動又は退職等により離れる場合はこの限りでない。

### (参与の報酬)

第 37 条 参与は、無報酬とする。

### (参与会の構成)

第 38 条 参与会は、すべての参与をもって構成する。

### (参与会の権限)

第 39 条 参与会は、理事会からの次の事項に関する諮問について協議し、提言する。

- (1) 奨学資金の貸与金額、貸与者数、貸与時期、貸与方法等の貸

与条件に関する事項。

(2) その他奨学金貸与事業に関する重要な事項

(3) その他代表理事又は理事会からの諮問のある事項

(参加会の開催と招集)

第 40 条 参加会は、年 1 回開催するほか、必要ある場合に開催することができる。

2. 参加会は、代表理事が招集する。

(参加会の議長)

第 41 条 参加会の議長は、代表理事が務める。

2. 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、出席参与の互選によって議長を選任する。

(参加会の議事録)

第 42 条 参加会の議事録を作成し、議長及び出席した参与の 1 名が記名捺印する。

## 第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第 3 条（目的）、第 4 条（事業）及び第 10 条（評議員の選任及び解任）についても適用する。

(解 散)

第 44 条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第 45 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2. この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

### 附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の代表理事を小島實とする。

別表 基本財産（第 5 条関係）

財産種別	場所・物量等
有価証券	国債 額面 金 60,000,000 円

付 記

- 1、平成 25 年 5 月 8 日開催された理事会において行われた、京田辺市における従たる事務所を廃止する決議を受け、同年 5 月 23 日開催された定時評議員会における決議により、定款第 2 条第 2 項に「この法人は、従たる事務所を京都府京田辺市に置く。」とあるのを、「この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。」と改正した
- 2、平成 27 年 5 月 15 日開催された定時評議員会における決議により、定款 17 条第 2 項を追加し、代表理事又は業務執行理事が出席した評議員及び監事全員の同意を得て、評議員会の議長を務められることを定めた。

- 3、同日の同定時評議員会における決議により、定款第 31 条の 2 を追加し、「報告事項理事会」の制度を定めた。
- 4、平成 30 年 5 月 16 日開催された定時評議員会における決議により、定款第 3 条（目的）に新たに（1）から（3）を、第 4 条（事業）に（2）及び（3）を追加し、奨学金貸与事業に加えて、奨学金給付事業及び生活困窮者支援事業者への助成事業を本法人の事業目的とすることを定めた。
- 5、令和元年 6 月 19 日開催された定時評議員会における決議により、下記の通り改訂した。
  - （1）第 3 条（目的）第 2 号に「学資支援者等が」の文言を挿入し、第 3 号を削除した。
  - （2）第 4 条（事業）第 1 号及び第 2 号の「京都府出身又は」の文言を削除し、第 3 号も削除し、第 4 号を第 3 号に繰り上げた。

令和元年 6 月 19 日

当法人の現行定款に相違ありません。

一般財団法人 法華倶楽部四恩育英会

代表理事 小島 實